

けいすい小規模多機能さとやま重要事項説明書

1 運営法人

名称・法人種別	医療法人社団 景翠会
代表者名	理事長 笠貫 宏
法人本部所在地・連絡先	神奈川県横浜市金沢区泥亀2丁目8番3号 045-785-8668
実施事業の概要	一般病院・介護老人保健施設・企業健診・訪問看護ステーション・居宅介護支援・支援訪問介護・通所介護・特定施設入居者生活介護・サービス付高齢者向け住宅・認知症対応型共同生活介護・住宅型有料老人ホーム

2 事業所の概要

事業所名	けいすい小規模多機能さとやま
所在地	〒236-0046 横浜市金沢区釜利谷西3丁目35番19号
電話	電話 045-791-3811 FAX : 045-790-1315
指定年月日	2011年2月1日
保険事業者指定番号	第1490800099号
事業所の責任者	松井 薫
事業の実施地域	横浜市金沢区・磯子区(杉田)
登録定員	29名

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営方針	事業所は、介護保険法並びに関係する厚生労働省省令、告示の主旨及び内容に沿って運営します。小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

4 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉

従業員の職種	常勤	非常勤	職務の内要
管理者	1人	人	事業の管理調整
介護支援専門員	1名以上		サービスの調整・相談業務
介護職員	6人以上	5人以上	日常生活の介護、見守り等
看護職員	1人	人	健康管理等の業務

〈主な職種の勤務体制〉

従業員の職種	勤務体制
管理者	勤務時間 8：30～17：30
介護支援専門員	勤務時間 8：30～17：30
介護職員	主な勤務時間 7：00～20：00（三交代制） 夜勤の勤務時間 17：30～翌9：30
看護職員	勤務時間 8：30～17：30

※勤務時間は日中3交代制なので変わりますが、指定基準を満たす配置人員を確保しております。
その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

5 営業日及び営業時間

サービスの種類	営業日	営業時間（基本）
通いサービス	年中無休	9時～16時（基本時間）
訪問サービス	年中無休	24時間
宿泊サービス	年中無休	16時～9時
受付・相談	年中無休	8時30分～17時30分

6 サービス内容

種類	サービス内容	
通い	食事	食事の提供及び必要な方に対して介助を行います。 また嚥下困難な方には刻み食、流動食等を提供します。
	入浴	体調を考慮し身体状況にあった入浴を提供します。
	排泄	自立支援に向けた排泄支援及び介助を行います。
	生活機能訓練	日常生活上の身体機能の低下予防に努めます。
	健康チェック	血圧測定等、全身状況の把握を行います。
	送迎	希望によりご自宅事業所間の送迎をおこないます。
訪問	ご利用者の自宅にお伺いし、日常生活上のお手伝いをいたします。	
宿泊	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援をします。	

※サービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

7 サービスの利用料及び利用者負担額

(1) 介護報酬に関わる費用 (料金表別添)

項目	内容
小規模多機能居宅介護費	小規模多機能居宅介護利用の費用
初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間について算定、30日を超える入院後に利用を再開した場合も同様とする。
認知症加算	認知症高齢者等への対応の配置に対する加算
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者への対応の配置に対する加算
看護職員配置加算（Ⅰ）	常勤の看護職員の配置に対する加算
訪問体制強化加算	訪問体制の強化に対する加算
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	地域や他職種との連携体制整備に対する加算
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護従事者のキャリア配置に対する加算 （介護福祉士70%以上もしくは勤続10年以上介護福祉士25%以上配置）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の処遇改善に対する加算

※利用料金は1ヶ月ごとの定額料金です。

※利用者負担額は、介護保険負担割合証の負担割合に応じて1割、2割または3割です。

※月途中から登録又は登録を終了した場合は日割り計算になります。

登録日：通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日：利用者と事業所の利用契約を終了した日

(2) その他の費用 (料金表別添)

項目	内容
食費	食事に要する費用
宿泊費	宿泊に要する費用
おむつ代	オムツ・パッドの費用 (使用した場合のみ)
教養娯楽費	利用者様の希望で提供した場合

※その他の費用を変更する際は事前に説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金、費用は、当月の合計額を事業所の指定する預金口座より翌月27日(土日・祝祭日の場合は翌営業日)に口座振替により支払うものとします。

(4) 利用の中止、変更、追加

ア 利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更する場合にはすみやかにご連絡ください。

イ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合があります。

ウ 利用を中止した際は下記キャンセル料を申し受けることとなります。キャンセル料は利用者負担金と合わせてお支払いいただきます。

利用予定日の前日 17:30 までに中止・変更の申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17:30 までに中止・変更の申し出がなかった場合	当日の食事代の100% (宿泊者に関しては宿泊日翌日の朝食代含む)

6 緊急時等における対応方法

(1) 事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を構ずるとともに、管理者および利用者家族に報告します。

(2) 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、受診等の適切な処置を講じます。

7 事故発生時の対応

(1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8 秘密保持

事業所及び職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するとともに、退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

9 苦情の受付

(1) 事業所における苦情受付

苦情相談窓口	担当者 : 松井 薫 (管理者)
	電話 045-791-3811 FAX 045-790-1315

(2) 行政機関その他苦情受付機関

金沢区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地：横浜市泥亀 2-9-1 電話番号：045-788-7868・FAX：045-786-8872
磯子区役所 高齢・障害支援課	所在地：横浜市磯子区磯子 3-5-1 電話番号：045-750-2494・FAX：045-750-2540
横浜市はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター)	所在地：横浜市中区本町 6-50-10 電話番号：045-263-8084・FAX：045-550-3615
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	所在地：横浜市西区楠木町 27-1 電話番号：045-329-3447

10 研修

事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修採用後3か月以内
- (2) 継続研修 随時

1.1 衛生管理等

- (1) 従業者は定期的に健康診断を行い、事業所の設備及び備品等を清潔にし衛生管理に努めます。
- (2) 事業所において感染症が発生、又は蔓延しないよう必要な措置を講じます。

1.2 虐待防止のための措置

事業所は利用者の人権擁護、虐待防止のため必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

1.3 ハラスメントの防止・対応

- (1) 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するために必要な体制の整備を行うとともに従業者に対して研修を実施する等の措置を講じます。
- (2) 事業所は職員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受ける等により適切なサービスを提供できないと認められる場合はサービスを中断・休止させていただくことがあります。また、適切なサービス提供ができる見込みがないと判断されるときは、契約を解除させていただきます。
 - ア 暴力行為、物を投げる、危険物に向ける、怒鳴る・大声を発する、中傷・名誉棄損・侮辱行為などの職員に対する身体的・精神的な攻撃
 - イ 性的な嫌がらせ
 - ・性的な行為（性的な関係の強要、必要のない身体への接触、
わいせつな図画等を見せることなど）
 - ・性的な発言（性的な事実関係を尋ねること、
性的な内容の情報を意図的に告げることなど）
 - ウ 職員の連絡先等の開示要求、職員へのつきまとい行為
 - エ 介護保険として提供可能な範囲を超えるサービス提供の要求やサービス利用に関する助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否する・全く反応しないことなど、事業所による利用者への適切なサービス提供を著しく阻害する行為。

1.4 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

震災時の避難場所（地域防災拠点）：西金沢学園

（広域避難場所）：関東学院総合グラウンド

1.5 身体拘束

- (1) 事業所は利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 事業所は身体拘束を行う場合は、その様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要な事項について記録するとともに、利用者、家族に説明します。

1.6 運営推進会議の設置

事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成：利用者または利用者の家族、地域住民の代表者、市職員または地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：概ね2ヶ月に1回（隔月）

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成し、保存します。

1.7 協力医療機関、バックアップ施設

事業所は、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

協力医療機関	金沢病院	横浜市金沢区泥亀2-8-3 電話：045-781-2611
協力歯科医療機関	五條歯科医院	横浜市金沢区釜利谷東6-21-1-101 電話：045-791-0118
災害時協力施設	介護保険施設 こもれび	横浜市金沢区釜利谷東5-1-30 電話：045-782-5611

1.8 非常災害対策

- (1) 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な処置を講じます。また、管理者は具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し災害時には避難等の指揮をとります。
- (2) 非常災害に備え、年2回避難訓練を行います。

消防設備	・自動火災報知機 ・消火器	・非常通報装置 ・避難階段	・非常用照明 ・スプリンクラー	・誘導灯
------	------------------	------------------	--------------------	------

1.9 記録の整備及び開示

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しています。

利用者に対する各サービスの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存し、利用者等の求めに応じてその情報を開示します。

20 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示ください。
- (2) 事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (3) 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (4) 貴重品のご持参はご遠慮ください。
- (5) 事業所内での他のご利用者への執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(西暦) 年 月 日

事業所名：けいすい小規模多機能さとやま
住 所：横浜市金沢区釜利谷西3-35-19
説 明 者：管理者 松井 薫

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

(西暦) 年 月 日

利用者 住所： _____

氏名： _____

立会人 住所： _____

氏名： _____

(本人との続柄)

上記代理人 (代理人を選任した場合)

住所： _____

氏名： _____

(本人との続柄)